

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部 福祉政策課	
契約締結年月日	令和7年2月12日	
業 務 名	尾張旭市住民税非課税世帯等価格高騰給付金システム改修業務（令和7年度実施分）	
業 務 の 概 要	(1) 給付管理システムの改修・運用 (2) 給付金センター用パソコンのレンタル・設定	
契約金額（税込）	5,978,940円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社日立システムズ中部支社	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>尾張旭市住民税非課税世帯等価格高騰給付金給付事務（令和7年度実施分）において、株式会社日立システムズ中部支社は、本市の住民税非課税世帯等価格高騰給付金に係る電算システムの構築及び運用保守をしている。</p> <p>本業務は当該システムを改修する業務であることから、他者に履行させた場合、既存のシステムに著しい支障が生ずる恐れがあり、株式会社日立システムズ中部支社以外の者には、本業務を履行することができないため、株式会社日立システムズ中部支社と一者随意契約とする。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部福祉政策課です。